

特集 積雪シーズンに備えて

市道の除雪などについて

除雪を行う市道は、バス路線、通学路線、公共施設や集落に通じる主要路線など、緊急に必要とする路線です。それ以外の路線はみなさんでの除雪をお願いします。除雪作業上、道路沿いに必ず雪が残ります。玄関前などの除雪は、各家庭で行っていただきますようお願いいたします。除雪の際、雪を路上に投棄すると、スリップ・スタック事故を引き起こす原因となるため絶対におやめください。

路上に1台でも放置車両があると除雪が行えません。路上駐車はおやめください。

除雪作業は、交通への影響を避けるため、主に交通量の少ない夜間や早朝に行います。騒音や振動でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【車の乗り入れブロックについて】
自宅や事務所などへの車の乗り

除雪応援隊の派遣

大雪時に除雪が困難な世帯の孤立化を防ぐため、地域の除雪体制が整うまでの間、市職員で編成した除雪応援隊を次の条件で派遣します。



【対象】

- ①一人暮らしなどで次に該当する人
- ②介護認定を受けている人
- ③障がい者手帳を持っている人
- ④避難行動要支援者支援制度に登録されている世帯

【条件】

積雪量が50センチ以上であり、本人や家族、地域で除雪できない場合に玄関から公道までを除雪
※駐車場の除雪や屋根の雪下ろしなどは行いません。

【受付方法】

電話にて問い合わせ先まで
※受付時間：平日8時30分～15時
※除雪は、申込日の翌日以降の平日（午前中）とします。
※積雪前の事前予約は不可。
問 本庁舎地域福祉課（13番窓口）
TEL 0857・30・8202
または各総合支所市民福祉課
TEL 14ページに掲載

入れのために、乗り入れブロックや鉄板を許可なく道路上に設置する行為は道路法に違反します。除雪作業の際にはね上げなどの原因となり、事故が起こった場合、設置した人に責任がおよびますので撤去をお願いします。



令和3年1月7日（幸町）

【凍結防止剤について】

凍結しやすい橋や坂道付近に凍結防止剤を置いていきます。路面が凍結したときや、凍結しそうなときにご自由にお使いください。

【木の剪定をお願いします】

道路沿いの私有地から生えてい

冬は、大雪や凍結により日常生活に支障が出たり、交通事故などが発生しやすくなる季節です。積雪時の除雪やごみ収集を安全に行うために、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

大雪時のごみ収集について

大雪による道路事情のため、やむを得ずごみ収集を中止する場合があります。ごみ収集の中止や収集状況は、本市公式ホームページ（下記QRコード）や、ケーブルテレビの文字放送、FMラジオ放送などでお知らせします。

また、大雪によりごみステーション周辺へのごみ収集車両の進入や通行が困難と判断された場合は、次回の収集日に出すようご協力をお願いします。



【※季限定のごみ集積場所の変更の届出について】

降雪が想定される期間（例：12月～2月の間）のみ、国道・県道・広い市道沿いにごみ集積場所を変更（統合や新設）することをごみ

水道管の凍結対策を！

気温が氷点下になると、水道管や蛇口が凍結して水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。凍結しやすい環境にある水道管（露出しているなど）には保温材を巻き、ぬれないようにビニールで覆うなど、ご家庭の水道の防寒対策を施してください。

また、夜間や早朝の冷え込みに備えて、少しずつ水を出し続けておくと凍結しにくくなります。出した水はためて、洗濯などに使いましょう。

【凍結してしまったら】

自然にとけるのを待つか、凍結した部分に布やタオルをかぶせて、その上からぬるま湯をかけてゆっくり溶かしてください。



※熱湯をかけると破裂やひび割れの恐れがあります。

【水道の止水栓を点検しましょう】

水道管の破裂など、緊急時の初期対応ができるように、日ごろからご家庭の水道の止水栓を点検しましょう。

問 水道局給水維持課
TEL 0857-53-7933 FAX 0857-53-7801

が回収されやすくなります。

◆手続き方法

ごみ集積場所届出書、変更場所の地図を廃棄物対策課、または各総合支所市民福祉課へ提出してください。

※ごみ集積場所届出書は、廃棄物

る木や竹が、雪の重さで垂れ下がったり通行ができなくなる場合があります。各所有者は降雪前までに剪定や伐採をしていただきますようご協力をお願いします。

問 本庁舎道路課（52番窓口）

TEL 0857・30・8351
FAX 0857・20・3956

または各総合支所産業建設課

バス停の除雪について

降雪や除雪車の通行によりバス停に雪がたまり、バスの乗降に支障をきたすことがあります。路線バス・循環バス「くる梨」などは、生活を支える貴重な移動手段ですので、可能な限りバス停の除雪にご協力をお願いします。



問 本庁舎交通政策課（54番窓口）

TEL 0857・30・8326
FAX 0857・20・3953

対策課、各総合支所市民福祉課、本市公式ホームページで取得できます。

※ごみステーションを元の場所に戻す際は、再度届出書の提出が必要です。

問 本庁舎廃棄物対策課（25番窓口）

TEL 0857・30・8091
FAX 0857・20・3918

または各総合支所市民福祉課



積雪時のごみ収集など、最新の情報はこちらからご確認ください。